

令和3年4月20日

保護者のみなさま

大阪市教育委員会  
大阪市立南中学校  
校長 松井 宏之

ひとり いちだい がくしゅうしやようたんまつとう たいよ かかるてつづき おねがい  
1人 1台学習者用端末等の貸与に係る手続きのお願い

へいそ ほんし ほんこう きょういくかつどう ごきょうりょく  
平素より、本市ならびに本校の教育活動にご協力をいただき、ありがとうございます。

ほんし こうかてき かつよう きょういく すいしん たび ひとり  
本市におきましても、ICTを効果的に活用した教育を推進するため、この度、1人  
いちだい がくしゅうしやようたんまつとう せいび  
1台学習者用端末等を整備いたしました。

がくしゅうしやようたんまつ せいと そつきよう かつよう がつ  
この学習者用端末はすべての生徒が卒業するまで活用いただくこととしており、学  
こうない かていとう もちかえりがくしゅう かつよう かのう  
校内のほか、家庭等においても持ち帰り学習として活用いただくことを可能としており  
ますが、本市の備品であることから、貸与の手続きが必要となります。

おてすう がくしゅうしやようたんまつとう しょうじょけん がくしゅうしやようたんまつとうかしつけようこう  
つきましては、お手数ですが、「学習者用端末等使用条件」「学習者用端末等貸付要綱」  
ごかくにん うえ がくしゅうしやようたんまつとうかしつけいらいしょ ひつようじこう ごきにゅう ごしょめい うえ れいわ 3ねん  
をご確認の上、「学習者用端末等貸付依頼書」に必要事項をご記入・ご署名の上、令和3年  
4がつ30にち (たんにん) がくしゅうしやようたんまつとうかしつけいらいしょ ていしゅつ  
4月30日までに、【担任】まで「学習者用端末等貸付依頼書」を提出いただきますよう、  
おねがい  
お願いいたします。

※「学習者用端末等貸付依頼書」の記入方法について

かしつけぶっぴん らん がくしゅうしやようたんまつ ふぞくひん ふくむ がくしゅうしやようたんまつおよ  
・「1」貸付物品の欄の「・学習者用端末のみ(付属品を含む。)」「・学習者用端末及び  
もばいるる 一た ふぞくひん ふくむ かこんで  
モバイルルータ(付属品を含む。)」いずれか1つを○で囲んでください。

いんたーねつとかんきょう せいび ごかてい がくしゅうしやようたんまつ  
インターネット環境が整備されているご家庭につきましては、「・学習者用端末のみ  
ふぞくひん ふくむ いんたーねつとかんきょう せいび ごかてい  
(付属品を含む。)」に○を、インターネット環境が整備されていないご家庭につきまし  
ては、「・学習者用端末及びモバイルルータ(付属品を含む。)」を○で囲んでください。

みぎうえぶ ほごしょめい らん じしょ  
・右上部の「保護者名」欄に自署してください。